身延町水質検査計画書
（中富地区）

平成28年度

身延町

水質検査の基本方針

水源の特徴および水質管理において留意すべき事項を踏まえ、水質検査計画を策定しました。

採水地点

水道水については、水質基準が適用される給水栓（蛇口）で検査します。また、原水については、浄水施設に至るまでの間の効果的な地点で検査を実施します。

検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。1日1回、色・濁り・消毒の残留効果の３項目の検査を行います。

検査頻度

過去3年間の検査結果や水源の状況などを考慮し、項目ごとに検査頻度を定めました。水源の水質を把握し適切に浄水処理を行うため、1年に1回原水の全項目検査を行います。

臨時の水質検査

水質異常が発生した時又はその恐れがある時直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

臨時の水質検査　検査項目

一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・ｐH値・味・臭気・色度・濁度及びその他水質基準項目のうち必要な項目を行います。

水質検査方法

高度な設備と検査技術が必要なため、水道法20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。なお、検査は国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）にて行います。

委託検査機関

検査精度と信頼性を重視し、水道水質検査優良試験所規範（水道ＧＬＰ））の認定を受け、緊急時にも対応可能な、一般社団法人山梨県食品衛生協会（登録番号56）に委託します。

関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあった時は、国・県及び近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡を取り、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対応を行います。

2016年度

検　査　計　画　表

2015/12/15

37:身延町　(中富地区)　01:北部簡水　西島　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
鉛及びその化合物	14/07/01	0.006	1/2 OVER	0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	14/04/08	1.90	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.15	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/09	82	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/09	160	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　02:北部簡水　切石　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	15/04/14	1.40	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.17	1/5 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/09	100	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/09	200	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	13/07/09	0.07	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　03:東部簡水　下田原　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	14/04/08	2.70	1/5 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.15	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/09	81	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/09	160	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	※2
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　04:南部簡水　八日市場　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	14/07/01	2.50	1/5 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.14	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/09	120	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/09	210	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	※2
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　05:南部簡水　飯富　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	14/04/08	1.80	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.14	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/09	160	1/2 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/09	240	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○			1	※5
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　06:南部簡水　宮木　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	14/01/14	0.002	1/10 OVER	0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	13/07/09	1.90	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.14	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/09	82	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/09	160	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　07:平須簡水　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	13/06/05	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
クロロホルム	13/09/17	0.0173	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	13/09/17	0.011	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	13/09/17	0.0180	1/10 OVER	0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	15/03/04	0.170	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	15/03/04	0.06	1/10 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/06/05	75	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/06/05	120	1/5 OVER	500mg/L以下
ジェオスミン	14/05/15	0.000008	1/2 OVER	0.00001mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	4	※2
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※3
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	
45	フェノール類	○	○	○			1	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　08:矢細工簡水　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ジクロロ酢酸	13/09/17	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/06/05	70	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/06/05	120	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　09:古長谷簡水　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	13/06/05	0.13	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	13/06/05	0.28	1/5 OVER	1.0mg/L以下
ジクロロ酢酸	13/06/05	0.008	1/5 OVER	0.03mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/06/05	71	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/06/05	190	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
14	四塩化炭素	○	○	○			1	※3
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　10:福原簡水　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
鉛及びその化合物	15/06/16	0.002	1/10 OVER	0.01mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/06/05	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ジクロロ酢酸	13/12/11	0.007	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	13/09/25	0.170	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	13/09/25	0.18	1/2 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/06/05	95	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/06/05	140	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	13/09/25	0.07	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　11:江尻窪簡水　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	13/06/05	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/06/05	84	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/06/05	130	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						4	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　12:中山簡水　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	13/06/05	0.11	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	15/06/16	0.11	1/10 OVER	1.0mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/06/05	120	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/06/05	190	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	※3
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　13:大子山簡水　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ヒ素及びその化合物	13/07/09	0.002	1/10 OVER	0.01mg/L以下
フッ素及びその化合物	13/07/09	0.24	1/5 OVER	0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	13/07/09	0.12	1/10 OVER	1.0mg/L以下
クロロホルム	14/07/01	0.0213	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	13/07/09	0.013	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	14/07/01	0.0222	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	15/07/08	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	14/04/08	0.100	1/5 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	14/04/08	0.08	1/5 OVER	0.3mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	13/07/09	73	1/5 OVER	200mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	※3
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
14	四塩化炭素	○	○	○			1	※3
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	※3
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	※2
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する

検　査　計　画　表

37:身延町　(中富地区)　14:小原島簡水　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	13/07/02	0.11	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	13/07/02	110	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	13/07/02	170	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	13/07/02	0.07	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2013	2014	2015	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	平成26年度からの実施項目であり、過去3年間のデータの蓄積がないため年4回検査する
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○			1	※5
40	蒸発残留物	○	○	○			1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌・定量						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌･定量						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　本年検査する
※4	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する
※5	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する　本年実施する